

平成 17 年 10 月 31 日

金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中

野村證券株式会社

田中 浩

プロとアマの区分に関する意見

本年 10 月 20 日に開催された第 35 回金融審議会金融分科会第一部会でのプロとアマの区分に関する議論について、以下の点を意見として申し述べます。一部繰り返しの意見となりますが、ご了承ください。

(事業会社以外の法人の取扱い)

- 学校法人、宗教法人等についても、運用資産額、運用専任者の設置等の条件を満たした者については、選択によりプロに移行できるよう手当てすべきと考えられます。

(個人の取扱い)

- 現在のわが国の個人金融資産の分布は預貯金に偏っているため、預貯金のみを多額保有している個人をプロ扱いすることは適当でないと考えられますが、預貯金を除いた金融商品、すなわち投資商品を一定額以上保有する個人については、本人の選択によりプロに移行することを認めるべきと考えられます。
- 「個人のプロへの移行を認めるべきではない」旨のご意見もございましたが、個人であっても先端的な金融商品の提供を受けたい方は少なからず存在します。適切な基準を満たした本人の希望がある場合に、業者が先端的な金融商品を提供できる仕組みを整備することは市場間の競争力を高める観点からも重要であり、個人のプロへの移行制度は必要と考えます。
- 現在の規制下では、業者は個人によって適合性の原則の適用に曖昧さが残る結果、必要以上に保守的な営業活動となり、投資経験やリスク負担能力が十分にある富裕層の個人に対しても、必ずしもそのニーズを満たす商品を十分提供できていない場合があると認識しています。
- そのほか、前回の審議では、ベンチャー・キャピタルのエンジェルについてはハードルを低くすべきとの意見がございましたが、全く賛成であり、マーケットの育成等の観点から一定の例外ないしは手当てが必要と考えます。

(プロへの移行手続き)

- アマが選択によりプロと取り扱われることを望む場合、資産基準等を満たしている旨を内容に含む本人の書面による投資サービス業者への申し出を要件とすれば足りると考えられます。
- 「要件を満たすことについて業者に調査義務や立証責任を負わせる」旨のご意見もございましたが、個人の場合、個人情報保護の意識の高まりもあり、資産等の証明書類の作成・提出を求めることが極めて困難であると思われま

(プロに移行した場合の有効期間)

- 個人の場合、年収・資産の減少、家庭環境の変化等により、プロに移行した個人がアマに戻る必要が生じるケースは生じうると思えます。そのため、個人についてはプロアマ間の行き来を柔軟に認めるべきと思えます。
- なお、「プロとしての取扱いに有効期間を設ける」という部会長のご発言がありましたが、実務の観点から申しますと、頻繁にプロとしての取扱いの確認を求めることは、プロを選択した当該個人の意思に必ずしも合致するものではなく、また、業者に対する過剰な規制となって、かえって市場の効率性を損なう結果となりかねない懸念があります。
- 仮に有効期間を設けるとしても、有効期間は1年以上の期間とし、プロを選択した個人の意思、市場の効率性、そして投資者の保護をうまく調和させた規制としていただく必要があると考えます。

(プロとアマを選択できる範囲)

- 株、債券、投資信託といったように、商品やサービスの内容に応じてプロとアマの選択を認めることも考えられますが、実務上の混乱が予想されるため、単に投資にあたってプロなのか、アマなのかを選択させるべきと考えます。そのため、すべての投資商品にプロと認定できるような相応の資産基準にすべきと考えます。

以上